

守人第 212 号の 2  
平成 28 年 11 月 25 日

守口市職員労働組合  
中央執行委員長 志鎌 克巳 様

守口市長 西端 勝樹



2016 年年末・一時金要求に対する回答について

- 1 給料の改定は、国の改定に準じて平成 28 年 4 月 1 日から実施する。  
本年度の年末一時金については、期末手当 1.375 か月、勤勉手当 0.9 か月の計 2.275 か月とする。  
なお、平成 29 年度以降の一時金については、国に準じて 6 月期は、期末手当 1.225 か月、勤勉手当 0.85 か月の計 2.075 か月とし、12 月期は、期末手当 1.375 か月、勤勉手当 0.85 か月の計 2.225 か月とする。
  - 2・3 人事評価制度の賃金等へ反映は、十分な労使協議を行い、一方的実施はしない。人材育成に資するため、必要な協議は十分に行っていく。
  - 4 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。
  - 5 勤勉手当を廃止する考えはない。
  - 6 再任用職員の年末一時金については、期末手当 0.8 か月、勤勉手当 0.425 か月の計 1.225 か月とする。  
なお、平成 29 年度以降の一時金については、国に準じて 6 月期は、期末手当 0.65 か月、勤勉手当 0.4 か月の計 1.05 か月とし、12 月期は、期末手当 0.8 か月、勤勉手当 0.4 か月の計 1.2 か月とする。  
また、正規職員以外の賃金・一時金については、条例の規定に基づき正規職員と同様の措置を講じる。
  - 7 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。
  - 8 年末一時金の支給日は、12 月 9 日とする。  
ただし、給与改定分については、12 月議会議決後速やかに支給する。
- 人事・給与制度について、次のとおり見直しを行う。
- (1) 昇任・昇格制度の見直し  
昇格時号級対応表等を国基準に改訂  
主任級（4 級）昇格試験を新設（現行試験の 1 本化）  
初任給の格付を国基準に見直し
  - (2) 職務・職責に見合った処遇制度への見直し  
係長級の管理職手当の廃止